

福島特別プロジェクトセッション

除去土壌等の中間貯蔵と再生利用等の進捗状況

Current progress of interim storage and recycling for removed soil

*服部 弘¹, 吉田 勝利¹¹環境省**1. はじめに**

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、福島県内各地で進められた除染作業に伴って、放射性物質を含む土壌や廃棄物等（以下「除去土壌等」とする。）が大量に発生した。この除去土壌等については、福島県内の大熊町及び双葉町に中間貯蔵施設を整備し、貯蔵等を実施しているところであるが、「中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）に明記されている。本セッションでは、除去土壌等について、県外最終処分までの間、安全に集中的に保管・管理する施設である中間貯蔵施設の整備の進捗状況等のほか、最終処分量を低減するための減容・再生利用等の取組の最新状況について報告する。

2. 除去土壌等の中間貯蔵の現状報告

中間貯蔵施設事業では、除去土壌等を福島県内各地の仮置場等から 2015 年 3 月から輸送を開始し、施設にて処理、貯蔵している。2022 年度 3 月末の時点で、福島県内（帰還困難区域を除く。）で保管されていた除去土壌等については概ね輸送が完了しており、搬入された除去土壌等は、分別等の処理ののち、8 工区ある土壌貯蔵施設にて 1000 万 m³を超える量を貯蔵している。また、分別処理の過程で発生する廃棄物や大熊・双葉 2 町の除染廃棄物については、仮設焼却施設・仮設灰処理施設において減容化したのち、廃棄物貯蔵施設にて貯蔵している。今後も安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施していく。

3. 減容・再生利用等の取組と今後について

除去土壌については、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等、汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。

そのため、環境省では、2016 年 4 月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を策定し、2016 年 6 月には放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、適切な管理の下での利用を実現するための「基本的考え方」を公表した。

「基本的考え方」で示した追加被ばく線量を制限するための管理の妥当性を検証すること等を目的として、現在、福島県飯舘村長泥地区において実証事業を行っている。今後は、実証事業で得られた知見を活用して、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うとともに、全国的な理解の醸成に取り組み、再生利用の本格化に向けた環境整備を進めていく。

4. まとめ

除去土壌等の再生利用等の推進においては、再生利用の必要性や放射線に係る安全性に関する知見を幅広く国民と共有し、さらには実証事業等の結果を地域住民、地元自治体等の関係者と共有するための取組を進めてきた。今後はこれらの取組を通じて、再生利用の本格化に向けた環境整備を進めていくとともに、国民的な理解醸成に向けた活動も継続的に実施していきたいと考えており、本セッションで紹介する活動やさらに行っていくべき活動について会員各位のご意見を賜りたいと考えている。

*Hiroshi Hattori¹ and Katsutoshi Yoshida¹¹Ministry of the Environment